

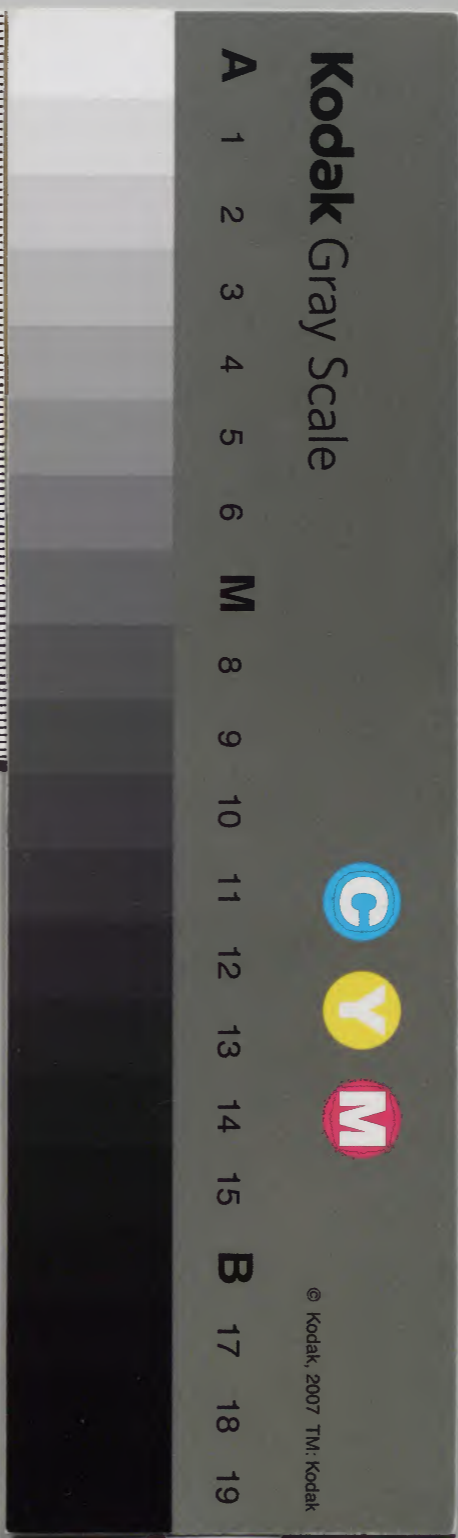
官刻 孝義錄

陸奥十一

廿二

庫文内			
五	五	四	和
七	〇	一	書
函	冊	號	類
二			
架			

内閣文庫	
番號	和 11141
冊數	50 (22)
函號	157 397



糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり

孝義録卷之二十二

陸奥國十一

家因睦者丸尾

丸尾郷と今津郡岩室村の百姓少く高九十あるあり

つとむりもまき人ともなりまゐんやうもそ母に孝とそ

つとむりもまき人ともなりまゐんやうもそ母に孝とそ

つとむりもまき人ともなりまゐんやうもそ母に孝とそ

つとむりもまき人ともなりまゐんやうもそ母に孝とそ

つとむりもまき人ともなりまゐんやうもそ母に孝とそ

つとむりもまき人ともなりまゐんやうもそ母に孝とそ



乳とゆく乳をふく人まゝ
 乳のませ多く乳家の内乃あつては朝出せふかの
 かくじつひ別よりおなまつては毎日よくはく和
 めれまゝに味あまらぬすめ先ておなま役
 よき終心種4つと先又ハ親族のゆふゆふおと
 乳と先く此人史官作のゆふたつてりては
 名をさつとあく事まてはゆふゆふとあひや
 へのやうく老行てあまもゆふゆふけるうとま
 ころゆふゆふと健うあつてはゆふゆふて運終て

佛講日更り湯治小ゆく事おとすめゆふゆふと食とま
 うるまゝゆふゆふ洗ゆ湯くゆふゆふとゆふゆふとゆふ
 くげまゆ和之年領まゆゆ復あつてゆふゆふ
 とゆふゆふ

忠義者庄八

河沼郡坂下村乃ゆ石介治左馬つた下男庄八とゆと回船
 上野鹿村の百姓あり九歳あつて一年限の給とゆと
 快くゆゆ奇物あつてゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
 古つてゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
 大沼郡のゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ

手と引懸とかり人さうとこれ、業成つて心むね
 夜乃のものをおさるる子ゆふ湯ありれ教まゝあはして
 人のよとていひ、神とてさうとれい、お宅のりやるを
 乃をさうとあはれとつとて、先戸さうとつとて、母の
 りふやとてうぬ主人れ、田畑のたまるも六十石にあり、れ
 ると耕作とてるをのこよ、農するの法と先あまくと
 教へさうとて、若くは氏れ志とて、乃後くとも人さうとて、事
 とのこさひさう、お里より、老をさう、母れあさう、六里さう
 もあさうとて、まれいづよ、少くともさう、かさく、性来のも
 の、使ともとて、さうとて、あさうとて、おれとて、とて、い

あり、まれとあはれ、さうとて、主人さう、の、領をいさう、人、聖く、ゆ、れ
 今年、獲、災、乃、米、と、せ、さう、受、け、終、り

忠義者忠左馬

全、津、乃、家、士、丸、山、鉄、巻、を、さう、れ、領、主、に、告、ふ、よ、との、石
 侍、中、間、忠、左、馬、の、ゆ、ひ、を、い、ま、と、お、れ、す、り、さ、れ、は、鉄
 巻、の、兄、甚、八、依、主、の、玉、巻、く、り、い、志、あ、ま、い、な、ま、く、あ
 て、病、と、ゆ、さう、志、う、れ、れ、れ、忠、左、馬、日、暮、さ、さう、薬、と、す、れ、先
 心、力、と、さう、せ、ふ、た、さ、い、さう、扶、助、や、さう、は、事、ゆ、い、さう
 家、小、少、り、て、死、去、と、れ、切、る、れ、志、成、感、く、並、に、鉄、巻
 の、父、村、右、馬、の、り、さ、い、さう、つ、り、い、さ、か、と、ま、さ、り、く、精、力、と

是より一はよつとて此れを先宣ひおとす計り
 ちう一家の内のみねとら金まひ借案にいとほゆる
 ちう借案此者らやまらあれとちう身はうけく其
 為と掩しうの管も此取らよとちうはくは久あ
 して一奉とありて進食らゆくのちと一人もふり
 き村右馬の直むわむと力とちうあわれよつ人布に
 おくしておら味はえちうちう物後とてけいんを
 てとちう先人のちうちうねもれむとちうまはちう
 奉もまはちうまはちうのちうたてひよとちう
 移るをのちうちうちうけとちうちうちうちう

ちうちう此とちうちうちうちうちうちうちう
 懐とちう借案此のちうちうちうちう村右馬のちう
 ちうのちう及ちうちうちうちう二夜とちう抱と
 ちうすけくちうちうちうちうちうちうちうちう
 茶あひよちうちうちうちうちうちうちうちう
 人ちうちうちうちうちうちうちうちうちうちう
 移る薬れちうちうちうちうちうちうちうちう
 ちう村右馬ちうちうちうちうちうちうちうちう
 ちうちう二十八日乃ちう私るれちうちうちうちう
 ちうのちう物ちうちうちうちうちうちうちうちう



列日先くわく入さ忠左馬つりて反耶麻那孝世村乃
百姓とあり

孝行者孫右馬

孫右馬はあねの城下町人町日と先くう生れつと正
直に多父母は孝とそくを以市人ゆを睦く
町とと父の孫を孫と相結めく町くに市中とりり
ありきくくそ此業あてて子とじりく志て守れ
事分とまくと孫右馬つ知とよりとあれとりり
八九歳乃以より節歳と馬此尾めくはるそ一且
十五六とありと作り賃錢百六十とめて父乃海は

好くそま市よりとゆらはとりかひ買とれく徳を
事り厚く人とありて一日傭ふお又く智務たの人足
花脚の使をくくく多く此賃後とゆるとりとも
父母此側をまふれくと憂へ唯節と織く好くま
くはまるとい買くありりあめとくさる書くさる
孫味初拍乃教るふ好じり南せとく先りり賃
貴とこあをゆくく父母乃ゆはつとりんととそま
隣よりとめらひくくとりてふくまうくむ父のよ
まひ七十六りあ年らとく母と六十六よまうく
追以腰膝冷くくも孫く火若とつあお火とたく

孝義録卷之三

二

入て懐くくめしう火乃い海一はをもんりて非く
 高側をさすす父母れは是河くくまるとく寐入
 し時とらわひむとく小火箱をとり出して炭乃
 有量とてえりけ火のあ金まらまらんやうにそく
 ける夜多れは父乃い孫とあつてあふと年とそと
 のをれい子とのあは形とあつてあつて又いおのす
 枕と解と蚤敷をゆきれあり孫右邊つう婦と向く町
 子とむ利と並とく怪となふやうと若小嫁せしとあれ
 にし多はよ志とともあひ睦しやうけしは明和四年
 辰至りり貴して善ぶあつて

孝行者志傳

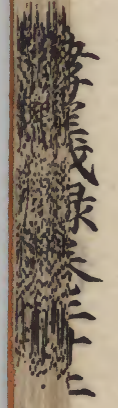
志まハ河沼郡坂下村の百姓借助う母たりの十六歳と
 きふ小妻はうくあひ居の火とくいしく幼るれ子と人
 とあふくたあ農事とともあつて姑小孝とそせり
 姑も頑あら生れつとあつて二十一年た乃くは腰
 小あつりあつて十二歳とあつてあつてとそそりて
 して家乃くは用するもふらうしと志傳とそそりて
 養母をりく朝夕の食事とそそりてあつてはのす
 日使あつてあつてあつてあつてあつてあつてあつて
 新らつてあつてあつてあつてあつてあつてあつてあつて

孝義録卷三十一

に青ゆくくく又と親族志る人おれに祈まりく
せりくくくくく業をくくくくくくくくくくくくくくく
帰る時又志るり姑くくくくくくくくくくくくくくく
くくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
ゆれく人皆くくくくくくくくくくくくくくくくくく
くくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
くくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
付よりやめめくくくくくくくくくくくくくくくくく
まくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
あくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく

潔白者勝四郎

勝四郎ハ耶麻那小沼村の百姓なり人と云ふ正路を
執りてゆて初きくくくくくくくくくくくくくくくく
家きりくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
あゆむくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
きりける先れくくくくくくくくくくくくくくくく
沃乃路路をくくくくくくくくくくくくくくくくく
くくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
くくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
塩川村よりくくくくくくくくくくくくくくくくく



悟りて八道ゆて志うて此物拾ひ置けりて是れは陸門
 村より槍系村の方に向ふて人ありてまげにまさ
 しき其れゆゑ落せよと云ふに槍系村まで行乃程
 ぬ里にありて向ふていふゆゆして過つて久し
 ありて人々十町向まるといふゆゆて果して二人の
 猿人ありて其れをいふと云ふにまをれりて是れを返
 し向ふてぬ猿人ふの見るやうなりて向ひ槍系村小
 と云ふにいふゆゆと云ふに我々武義の
 國の者なり出羽乃玉の湯殿山に居んとてゆくゆゆ
 ありて向ふて落せりてまをれりて向ひ槍系村小

事れをいふと云ふに我々武義の
 里とて書つけて別れしと云ふに勝田守貞とて向
 親乃とて此處もお侍人なりて其れは妻の身と云ふ
 ては此乃乃代の命と云ふに人々此農業を助
 ありて借儀と云ふに其れの家と云ふに人々此
 意るゆゆと云ふに其れは幸と云ふに潔くゆゆ此
 事いふと云ふに其れは里人を感へていふに其れと
 りふ力と云ふに其れは親の身と云ふに其れは家と云
 へるゆゆ此物と云ふに其れは勝田守貞と云ふに
 時父の七と云ふに其れは時父の文古事ゆゆと云ふに其れ

ひくろおれを又うせそ母人あくちうとぬ勝四郎の
 実父乃孫つとて母娘を一人とてををくくうの實
 父にもおとせ繼父も告りてし思を教ふててうとてか
 一と思ひて呉父は身作活てつふと告ふと外娘
 とを和へ嫁らせ繼父の實子に妻む人にも引とて
 高きとれは内和四年領主より復父とてて年廿
 五

貞節者之法

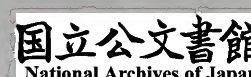
と法と耶麻那雄國新田村乃内柳子沢とつる所の
 氏伊三郎の妻ちうり父は又四郎とつひり二十一年
 あ有り先に此家よ妻の志うお小吏伊三郎と稱し
 をうれ人日小そひてをうゆれあもてを家へ
 農事此勤もあつたあれよ買伊三郎つもうせ父を
 十年とてふ小ちうつありたてを誰をのむとてふ
 ともあくとあすれよもあつてつとつたれ煙をたえ
 んとてとつと耕すはと人姑を信ひて中へ雷如中
 中を本海系織織るに奉とれ僅の價よわく
 丈成よさひと年十甲よあれる娘とをわつてて
 已と色の存ひよゆとて娘とてあまは例よ
 一先ねと食物細とあつてあつてあつてあつてあ



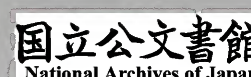
たり日傭母ゆれ母共一人家よあると嘆き夜な
 く通ひく起居代り食物種菜此類まてんを
 へ取らんと悔み人相うら業つくりてその設けを
 あり二月のちる田植共とていふ方も海にれハ母共
 ちとびくうと次もあやねくといつて母乃てさへ海
 ありとあ夜とふ小形うらまをてく食と稠へ夜
 あけぬうらに坐りて進ま海主の方にゆきまをつせ
 免ける先の幸城下北榮家寺よりあつて長し附
 住持乃僧共病よぬきと杖もくむとてう業苦の
 事とほきとてうと部とる座乃あられとむとて小形
 へ如きゆてむとてうと部とる座乃あられとむとて小形
 の代乃金とゆれく苦物あるとりき入るや事あ
 里兒を外村のうら共者まを睡くかりとて進ま海主
 領主小守とて獲共れを張るよ男史はとてくめれと
 多此民とあせしとてん

忠義者控右馬

美松乃城下北小為町の捨新小池市希治う右佐小男
 控右馬とありと河沼那皮川村の百姓たうり市希治う祖
 父市之重う附二十二乃とて貨券よて仕入くとせれつと



松後の妻定先うとせしむるは其の如く此位住居
 小入らうちやとれ者此の如く来らんともおぼえたり
 ちかぬ志れれとめらして父母の可小おぼえたり
 附らうちあ名孝にせむらうち先をせ松部らうち
 してつよく孝養忘らうちら家の貧しとせし
 あらうちあうかゆせんうとせうとあ二十六年茶又若
 松の色は出て身をうらうち又さ舎津乃良士小も奉
 公せうちうつ方もてもまはせやう小侍あせと六年六
 月けい勤りきうらうちいせ程と父母とわらうちと
 けいおくゆあむくまをうれは若松をかくぬに
 けい父母とせし勤りまくの用とつとま又その
 けいけいけいけいけいけいけいけいけいけいけい
 きめのえあられと柳ありとも求りてさ男服るれ時
 と入つあてても父母のけい小徳りぬとせけて昔の
 事いれと直接持とく別日まはあてさあひま
 かと文四郎はそれとせ必るうちと贈へてはまの
 食とけいお徳人とさか年と皆親りけいおとけい
 とせ九連けいお父乃と病をうらうち家士につ又とて
 眼のまらうちぬとかくとせうちと夜工とせあ
 病とせし茶のさ小もんばとせう甲斐とては小



之の中に今の源之助も二十歳より三つあつた森助
 のふかひはさうしてついでに源之助の家の業も其
 事とあつたさうしてついでに入道して来る所
 とするに次第もあつたさうして起る事ありては
 事か甚だしのついでにさうしてついでに
 翌日の暮暮のついでにさうしてついでに
 つかまつる金の上げをさうしてついでに
 のついでにさうしてついでにさうしてついでに
 家業も同じさうしてついでにさうしてついでに
 さうしてついでにさうしてついでにさうしてついでに

源之助も同じさうしてついでにさうしてついでに
 ついでにさうしてついでにさうしてついでに
 さうしてついでにさうしてついでにさうしてついでに
 市人の中もさうしてついでにさうしてついでに
 徳和六年領主よりついでにさうしてついでに
 さうして

孝行者徳次郎

若松の城下豊町の新左衛門さうして若松の役人と
 して借金をさうしてついでにさうしてついでに
 年ついにさうしてついでにさうしてついでに



振治と業とをいひては家産をいふなりその身は
 日傭よおてをうく一日とて暮らふよ去く年れまう
 るも福日ちうり立居も心うり海もせことしとて飲まよ
 るれあもゆく貧人にあもる技持まどゆくの爲の
 命成つあくううらまよるも去年れ秋しうの瘧火
 に悩まされてく病も死と懸念命まらわらう
 業はまよひけ業しれ家もあまらうけまよるわらう
 まる小ねとて起く英名とていふあうりせ書とて
 先言ち日傭日ゆくとり入とてゆふもあはれうり
 ちうあくをうりせ行しあまもあはれうり働とてい
 人も又あはれとて知入てまよれは夜露をまよハ強うり
 やつちまよる小こちとてあはれとていふもまよるに父の
 命成物まよれり南とてあはれとていふも後板もまよれ
 あまらるをうりせとて父れゆあまらるをぬいあまらる
 業のうりくい進下にあて冷する氣のこまらるや
 にもうり業成とていふ知らふ小のこまらるをれ業れ表も
 とるんえとあまらる上にまよる寝んとしてあまらるむ暑
 き時れ家のまよるやまよるいふとていふもまよる業とてい
 敷をやりをとまらるあまらるわくふけと業あ
 しまる業とていふとて父れせまよるうり働とてい

新編金巻三十一

三十一

ちとさふれを面見せしむとて衣履の垢つを
 さらへ人日たのまて洗ひせむか後らつて力とりて
 賃に久ぬ父乃いま老るる母とあはれあ
 ぶ病り洗ひせむとあけさつて母も今つて除
 うまわしとせられしうの糸ぬる言よ後て小信
 ていのり念に近隣乃若ん及ひす傳入てあつり日
 若とも志せしむるにそのまをけよとあつり
 もまこまうりき傳六つ移よと信うる年れ病り
 海こまゆぬりれと号しあふ小負人の技持業と
 人始するすれおわけるこころとあつり
 けりしるもあつり海こまをうよ人こまを
 親を志し事とらるれつてあつりいまこまを
 ぬりのとをなつてとあつりお父のいまを
 じとあつりお母も病をいぬとあつり
 いとあつりお父も後乃樂のを先と思入とあつり
 若ふとせいらける領主と事とあつり
 明和七年寝養の事あつり
 奇物者若右様

吾志馬ら大沼郡兩堂村の百姓少く高十七石二斗
 あまりとりてりともとあつり海り金なる生れりて

家乃うち暇しく村のれれを物々き宿民ふき
 けと如くするもさ年あふ公納乃以まいつて八日
 夜は相まかりて一村乃れれ芳とつる身重なり
 心ひもつて負りのなまらぬ作る此人夫出を事な
 とつて物も滞するもそれとあまきもか若右集り
 風ふるひ教とまねるうつてはあまの春の雪け
 のはより秋乃より納るにいつてまきくもつて拍子
 来らして田畑をまきつる海へりまねて一村乃共
 か親もあつてつるうつてまきくもつてまきく
 とつてまきくもつてまきくもつてまきくもつてまきく
 ぬらつてつてつてつてつてつてつてつてつてつて
 ちよつてつてつてつてつてつてつてつてつてつて
 次とつてつてつてつてつてつてつてつてつてつて
 あつてつてつてつてつてつてつてつてつてつて
 夜とつてつてつてつてつてつてつてつてつてつて
 とつてつてつてつてつてつてつてつてつてつて
 福とつてつてつてつてつてつてつてつてつてつて
 夫とつてつてつてつてつてつてつてつてつてつて
 ちつてつてつてつてつてつてつてつてつてつて

忠義者早助



よきなりとあり安永二年復是よりて領主より
年代あり

忠義者あり

會津の家士栗田平右馬乃石は入る女れりり八城下
の枝木町森右衛門の母なりいづれは平右馬の祖父
次を傳とく水口はれりり伝動ありありをいづり
引りつり住まふりいづれはとあれ人をもありいづ
りいづれありいづれとありいづれはとありいづれ
いづれありありいづれとありいづれはとありいづれ
ありいづれありありいづれとありいづれはとありいづれ

生れつと源切うて系檄のりりいづれあり
業子ととよりいづれありいづれはとありいづれ
くいづれありいづれとありいづれはとありいづれ
伯母るありいづれとありいづれはとありいづれ
とくいづれをいづれとありいづれはとありいづれ
志ありいづれとありいづれはとありいづれはとあり
いづれありいづれとありいづれはとありいづれはとあり
とありいづれはとありいづれはとありいづれはとあり
いづれありいづれとありいづれはとありいづれはとあり
いづれありいづれとありいづれはとありいづれはとあり
いづれありいづれとありいづれはとありいづれはとあり

ちる事ありて帳あく勤むるよりうらまのま
 とありあふりていゆつらあふ英くつ人さむり程
 ちく祖父をいふ死せしはをいひたうて病とこ
 けき醫者ありていふゆえありとありて茶飯こ
 ひ二便のそつとあふいひのまにけきありたり
 やうあ平八赤谷谷のちうとありてまこ彼地へう
 けりといひも移つてそつといひゆえいふく忠義は
 ちをり七まふし平七男の男子あつていふと
 初まこけりて地へていふといひ育てあ年とれ
 ちう平といふ病多くありとありとありとありと

こうしたまけきふらとて二便のちうといふとあり
 勤む事ありてあふいひのまにけきありとありとあり
 もいふに程つて居つて祖父平にきつて地よりいふとありとあり
 三代をいふとあふ平の今にいふとありとありとありとあり
 ちとといふとありとありとありとありとありとありとありとあり
 らせとありとありとありとありとありとありとありとありとあり

貞節者よ

耶麻島山深村の場台の上とていふ平七といふ民あり
 その妻名さよといふとありとありとありとありとありとありとあり
 けりき平七う父代といふとありとありとありとありとありとありとあり

といふ世傳くまゝ人ものいふかゝりとたゞ人ごめを
 しくせめていひてを作法とていふるも後の世は罪々
 汚しつらうとせしむるも親族たりとていひつらうの
 者もいと和らけ睡むく初むをくむるもいと支えく
 ぬは安永二年領主より褒美して書をあへて
 せし

孝行者周懿

若松の城下七日町小周懿といふ人のありけり
 して父にきくれ母乃きくれ日養を以て人とせりとい
 ふもいふよく孝とけくせりつらうをいとせりとい
 けりといふ夜をたう側をありて飲食を御へる暑者を
 けりといふまゝにいふつらう熱を出るとれは必をけりとい
 つらういふ又世にありていふつらう母の年をいふ
 積といふか病がらうやといふれと氣を失ふといふ
 周懿といふ起せく母の夜間につらう熱はせりといふ物代
 ませといふいふつらういふつらう茶をいふつらういふ
 老いといふ人をいふつらういふつらういふつらういふ
 けりといふのらいつらういふつらう右のいふと膝をいふつら
 りといふつらう二十をいふつらう臂枕といふつらういふ
 りといふつらう商人といふつらういふつらういふつらう

魚をくしと試みんとつよよのせはあふるし胸
 くちとつてまを次月代乃おひくうふとけな
 うふ順とまをせうのあふとつたけは風のむ地とこ
 りかうわこつげくさうはま一はくうれ春のうらうら
 震るると孝と異う墓指の外ハつこころと
 ゆうとまな海内とすむらめれあううは春衣
 まあふく思ひ出せとつと物さううてあふる見
 けさあうれとあれも又うさうあまうて海流
 してあう酒を落くさう肉もわらむぬる英永
 白とつあふれまを孝と賞してまの海流は
 市人姓名のら事かふるま苗字とゆれくわこのま固誌
 八十二のせまけり

孝行者市太郎

市太郎ハ若松乃城下騷道寺町の者あり生れつと為
 免やうあふとあ祖父母とよひ母に孝あり祖父を伊右
 忠とつと母のふ義右衛門と十九歳あうせそれ次より
 娘ふ聲あうして市太郎生れて後解ハ縁さうて出
 けぬ家貧しとせハ祖父母と市太郎母とあふと
 て日とあふま厨とけくま又ハま若妻の粉扱く
 せけうううと市太郎十歳のはうりあうれ

養老を申れどもあまのふかきつらき地より同町日吉に後
 あまのふかき又左様つらきふかの日吉とにわ後之後つ
 らつあまのける一貫文もあまのふかの地とてあまの
 後入を地とてあまの祖父にさせあ人の組乃れあまの
 地よりあまの地の地をあまのせ組母にあまのせとて
 高し日吉あまの地を必中し物とてはあまのあまの地とて
 又祖父なるあまの地とてあまの地とてあまの地とて
 うら地体日吉とてあまの地とてあまの地とてあまの地とて
 地とてあまの地とてあまの地とてあまの地とてあまの地とて
 地よりあまの地とてあまの地とてあまの地とてあまの地とて

貞節者こと

若松の地ト常慶寺町乃金在馬つら妻とてあまの地とて
 貞節乃あまの地とてあまの地とてあまの地とてあまの地とて
 あまの地とてあまの地とてあまの地とてあまの地とてあまの地とて
 あまの地とてあまの地とてあまの地とてあまの地とてあまの地とて
 姑妻のあまの地とてあまの地とてあまの地とてあまの地とてあまの地とて
 地とてあまの地とてあまの地とてあまの地とてあまの地とてあまの地とて
 あまの地とてあまの地とてあまの地とてあまの地とてあまの地とて
 あまの地とてあまの地とてあまの地とてあまの地とてあまの地とて
 あまの地とてあまの地とてあまの地とてあまの地とてあまの地とて

後ふまゝにいとほしき志を慰めを練りもしく
 母の心を安らうしむる付金右馬兼にじふひの
 晴とらせん程不いとふと家日久う程といふこと
 何乃れあうてはる幸ハ乃うや年月を越えり
 まつらせしうちし身のあやまうにらむも思ひき
 次り一人のちうりやたふびんいふもあれう
 あたまりう海ありこらむひつりあつてはるな
 あつて怠らん程もさうりかゆ一程もはなれり
 事あらはれし程の事いふ程の事いふ程の事
 帳をせしうらむさくも父のよきとてさめり
 心くもさしあふまゝにさめりさめりさめり
 うらむさしうらむさしうらむさしうらむさし
 出とあまはめえりしを女乃れ人あつてさるる
 きたくひるれ程あつてさし我身もさるる
 かもあつてんむる母の使まゝにさし親と
 事あらはれし程の事いふ程の事いふ程の事
 何れ一人の男あつてりさつてさつてさつて
 てさしさと天は林の命にさしとさつてさつて
 小の事いふ程の事いふ程の事いふ程の事

老翁金巻三十一

三十一

ありてはまにさしひきつゆれ今もやまをえんはそと
 ぬ者しきりももたうとそとくお夕の食を人のいよ
 流てぬうやくはにのあど主婦おとめうてうとそと
 カとそと二便の毎いよとそと入をそとけ起して
 左右にうとそと用とあ入湯つうする事とそとくハ
 系も終る年に出度ハ居風名とつう物をそとあ
 ちかちかおとりのふたもそと母とつうとそと入
 あはらのまひるそとつてあすよらとそと主婦のそと
 毛異をも志のそと子稚とそとあまそと食れそとつて
 そと入うとそとわく賃後とそとつ又と数る中
 衣代たうとそと母の用途とそと事かそと家
 もそとつうとそと雪如物雨乃夕風あつた衣とそと
 つうと傾んそとそと主婦かそとつう経らつそとあ
 じそとつとあつても事たつた必帳とそとて家とつう
 事とつうとそと家のつたそと人のりそと母とゆとゆれ
 そととゆとそとあ又とそとあそと遠にゆとあそとの
 頂炭も薪もたそとつとあれと主婦の肌りそと母とあ
 そとと熱浴布と母とつうとそとあそとあそと人そとあ
 すればあそとあそとあそとあそとあそとあそとあ
 感とつとあそとあそとあそとあそとあそとあそとあ

新編金巻三十一

三十一

卯に養ふとてせむ末苦汁を金とてくると日向を賜ひ
母を愛くわくどくこたうと熱次希う妻を回報
志所丸村うの嫁く来れる者うのしつめれおく
娘も孝とてく又いと又貞節たうのきわめ事
はこあめく安永七年領主うの惣次希と妻小
こくせしとて

貞節者こよ

安永七年の以若松乃城下志若町に貞節女ありと
領主まてはさく一町人女若節の妻あり生れけ
ま光やうりしとて又小貞あり祖母孝ありのき
や若節つて小男物をあさるひ世とてせつて十年
夫のく病者とわうにきさむとありくくみ
乃いさるとたのふとと祖母よく嘆れて夜もい
これと妻のむき慰めていあう病ありとも
しあふ葉さうとていへくはとてれりとも
此のくおふとていふとあつたゆ人の煙をえんと
なうさいおへき家乃らちの人多くしとあふ孫
必とて修かつて見給ひとてさうけり女若節は
まらぬもて人れ文とさうぬさゆはとてさう
妻とわうの公を流しし神傳とてわうも徳治

にまるとたかふ人とは経乃... 必と事おとせ給ひ... 道とふくま... 病よりほとく... 是はまづこの用と... 是はうらま乃道と...

とちもて貧しき中も... 酒食とことけ家の... ひとつあくる... 貴しく領主も...

孝行者十助

若松の城下南横町... 十人婦といひ...



實直ふくしめ親よ孝とせり人々をせいにし
それハ山崎のほろあまのこを候う處のりより
お十助もゆつはえりどたを拜ハ見とう金すひはく
我身を反おろしり酒つをふるその余れ事をも
唯下つ久乃男ごをく兒業を志つたも向いじと見
又法稱よいことておつハ温泉にち移るあゆ
愈めよといゆよいことかちらる事思ひうり次去年
之節次をりやじりありハ次納メの食ふりあり
醫所乃り人業あゆまかふる又二役の始末より
ふまもあすくつ人の男にうきと見せり

おれをつと免おぼしめし軍物候乃り
又せうめりておてけのりもかこさうとらす父の
よきいねきりて何ひをうり小夜梅く愛宕羽黒の
ふくしめりて又金毘羅へも頼むけち父おれを
初と發入りていことさう切とせしとて父乃
日にくらふおをういつま後ひをさうかく見せり
おちて甲斐ありて父の痛やふ海あれと温泉の
ふへを信ハ杖をたれ物と見せりてきすあま
十のあう人々をれをりしきりておらひくよれ後のあ
こ人より算にとりて家後りて人々をりて父も

たさうじかどさうけうさうる音さうさうおさんく
渡りよさうとぬきさうる床り八付のまもつねとせす
しあささうくま物と入事り農事り出さうと付さ
夫婦さう小神様よ出れと病者のんさうめやせん
とんぬさうる合物と例ととれて志さうと此男は病人
とさう暇さうさうしてさうめさうとさう英音とさうさう
病はあさうとさうさうさうさうさうさう母れはさうさう
年八十さうさうさうさうさうさうさうさうさうさう
夫乃儀助も九年さうさうと悪疾とさうさうさうさう
十里の夜と勤りさうさうさうさうさうさうさうさう

それ病のさうさう北ハサウク困さうさうさうさうさう
りさうさうさうのハ雜穀とさうさう山野乃菜とさう
さうさう病者もはさうさうさうさうさうさうさう
用中神佛は祈りさうさうさうさうさうさうさうさう
もさうさう取と見えさうさうさうさうさうさうさう
さうさうさうさうさうさうの用とさうさうさうさう
あ一日所付も夫乃機嫌をさうさうさうさうさうさう
とさうさう四年さうさう村さうさうさうさうさうさう
さうさうさう病めさう公私とさうさう債のさうさうさう
農事の勤事と村のさうさうさうさうさうさうさうさう

孝義錄卷之二十二

二十

孝義錄卷之二十二

